

県民の生活環境の保全等に関する条例（抄）

（平成15年条例第7号）

（規制基準）

第6条

1～2 略

3 知事は、第1項の規制基準を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、愛知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

（土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務）

第36条 鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質を含む固体若しくは液体（以下「特定有害物質等」という。）を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

（土壌汚染等対策指針の策定等）

第38条 知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

（汚染の状況の調査等）

第39条

1～2 略

3 知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

4 略

5 第6条第3項の規定は、土壌汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

（平成15年規則第87号）

（特定有害物質）

第36条 条例第36条の規則で定める物質は、別表第16の上欄に掲げる物質とする。

（土壌汚染等対策基準）

第37条 条例第39条第3項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第16の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌溶出量基準」という。）に該当すること。
- 二 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第17の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌含有量基準」という。）に該当すること。
- 三 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第18の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

別表第16 土壌溶出量基準（第36条、第37条関係）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準
カドミウム及びその化合物の項 略	
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT。以下「シマジン」という。)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
シアン化合物の項以下 略	

別表第18 地下水基準（第37条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
カドミウム及びその化合物の項 略	
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
シアン化合物の項以下 略	

愛知県土壌汚染等対策指針（抄）

第1 略

第2 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査

1 略

2 汚染の状況の調査

条例第39条第1項から第4項まで及び第39条の2第2項の規定により行う調査（以下「概況調査」という。）は、次のとおり行うものとする。なお、概況調査は、指定調査機関に委託して行うことが望ましい。

また、自主調査を行おうとする者は、特別の定めがある場合のほか、概況調査に準じて自主調査を行うことが望ましい。

（1）概況調査の対象となる特定有害物質

概況調査の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、次に掲げる概況調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

ア 条例第39条第1項及び第2項の規定により行う調査

特定有害物質等取扱事業者が取り扱い、又は取り扱っていた特定有害物質とする。

イ 条例第39条第3項及び第4項並びに第39条の2第2項の規定により行う調査

報告を求められた特定有害物質とする。

自主調査については、1の方法に準じて調査を行った結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあると認められる特定有害物質とする。なお、汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報入手することが困難である場合は、自主調査を行おうとする土地の土壌又は地下水の状況を代表すると認められる1以上の地点において特定有害物質による汚染の状況を調査することにより、調査対象物質を選定することとしても差し支えない。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質については、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

特定有害物質及びその分解生成物

テトラクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン

（2）、（3）略

(4) 概況調査の方法

次の表に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表に定める方法その他同等以上と認められる方法により実施する。

特定有害物質の区分に応じた概況調査の方法

<p>特定有害物質の区分</p>	<p>第1種特定有害物質（四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼンをいう。以下同じ。）</p>	<p>第2種特定有害物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物をいう。以下同じ。）</p>	<p>第3種特定有害物質（シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）をいう。以下同じ。）</p>
<p>分析内容</p>	<p>土壌中の気体（以下「土壌ガス」という。）（土壌ガスの採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）に含まれる特定有害物質の種類ごとの量。ただし、土壌ガス調査（土壌ガスの採取及び当該土壌ガスに含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定をいう。以下同じ。）により調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合</p>	<p>土壌溶出量及び土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量（以下「土壌含有量」という。）</p>	<p>土壌溶出量</p>

	及び土壌ガス調査を省略した場合（土壌ガスの採取が困難であると認められる場合における地下水の採取及び当該地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定を省略した場合を含む。以下同じ。）にあつては、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量（以下「土壌溶出量」という。）。		
分析方法	土壌ガス又は地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量にあつては土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法、土壌溶出量にあつては同条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法		
単位区画の設定	調査は、調査対象地を区画して行う。区画は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により設定する。ただし、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により単位区画を設定することができる。また、隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、一つの単位区画とすることができる。ただし、当該一つの単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。		
30メートル区画の設定	調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割された調査対象地のそれぞれの部分（以下「30メートル区画」という。）を設定する。		
単位区画の調査区分	調査対象地を、第一調査区分地を含む単位区画（以下「第一調査区分区画」という。）、第二調査区分地を含む単位区画（第一調査区分区画を除く。以		

	下「第二調査区分区画」という。)及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。	
調査区画の選定	<p>第一調査区分区画にあつては、すべてを調査区画として選定する。</p> <p>30メートル区画内に第二調査区分区画が含まれている場合にあつては、30メートル区画の中心が調査対象地の区域内にある場合は当該30メートル区画の中心を含む単位区画を、30メートル区画の中心が調査対象地の区域内にない場合は当該30メートル区画内にある第二調査区分区画のうちいずれか1区画を調査区画として選定する。</p> <p>なお、土壌ガス調査を省略した場合は、第一調査区分区画及び第二調査区分区画のすべてを調査区画として選定する。</p>	<p>第一調査区分区画にあつては、すべてを調査区画として選定する。</p> <p>30メートル区画内にある第二調査区分区画が6区画以上ある場合にあつては当該30メートル区画内にある第二調査区分区画のうちいずれか5区画を、30メートル区画内にある第二調査区分区画が5区画以下である場合にあつては当該30メートル区画内にあるすべての第二調査区分区画を調査区画として選定する。</p>
試料採取地点	<p>調査区画の中心（第一調査区分区画において汚染された土壌又は地下水が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）とする。ただし、試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該試料採取地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。</p> <p>土壌ガス調査により調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、これらの試料採取地点を含む部分ごとに汚染された土壌又は地下水が存在するおそれが最も多いと認められる地点とする。</p>	

<p>試料採取方法</p>	<p>土壌ガス調査にあつては、試料採取地点の土壌に直径15ミリメートルから30ミリメートル程度まで、深さ0.8メートルから1メートルまでの穴をあけ、土壌ガスを吸引して採取したものを試料とする。なお、土壌ガスの採取が困難であると認められる場合にあつては、適切に採取することができる方法により地下水を採取する。</p> <p>土壌ガス調査により調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合及び土壌ガス調査を省略した場合にあつては、法施行規則第8条第2項第1号に定める方法による土壌の採取を実施する。</p>	<p>試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を採取する。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にあり、又は明らかでない場合は、地表から深さ5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び地表から深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合する。</p> <p>なお、30メートル区画内の2以上の第二調査区分区画が調査区画である場合については、当該2以上の第二調査区分区画ごとに当該方法により採取され、又は混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合する。</p>
<p>第二調査区分区画における調査の追加</p>	<p>30メートル区画内の調査において土壌ガス調査により調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合は、当該30メートル区画内にある単位区画（単位区画のすべての区域がその他の区分地である場合を除く。）であつて、調査区画</p>	<p>30メートル区画内の第二調査区分区画において採取された試料に含まれる調査対象物質が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった場合は、当該30メートル区画内のすべての第二調査区分区画についても調査を行う。</p>

	でないものについても調査を行う。	
過去に行われた調査の結果の利用	過去にこの指針に基づく土壌汚染等調査と同等程度の精度を保って土壌又は地下水の汚染の調査が行われたと認められる場合であって、当該調査の後に新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果をこの指針に従い行った調査の結果とみなすことができる。	
調査の特例	<p>条例第39条第3項及び第4項の規定により行う調査で、土壌汚染等対策基準に適合しないとみなされる単位区画がない場合には、追加して土壌又は地下水の汚染が存在する可能性が高い場所1地点でボーリングによる土壌又は地下水の調査を行うことが望ましい。その調査方法については、第4の1(3)の表に掲げる方法を準用する。</p> <p>調査対象地における土壌の採取が容易でないと認められること等により、調査対象地にある地下水を調査しようとする場合は、調査対象地において土壌又は地下水の汚染が存在するおそれが多いと認められる地点において、最も浅い位置にある地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量を測定するものとする。なお、この特例により地下水のみを調査した場合であって、地下水が地下水基準に適合しなかったときは、速やかに土壌の調査を行うことが望ましい。</p>	

(5) 試料採取等結果の評価

ア 土壌ガス調査により調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、当該場合における土壌の採取及び測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しなかったときは、当該調査対象物質が検出され、又は地下水基準に適合しなかった調査区画（当該土壌の採取及び測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった場合における当該調査区画の区域を除く。）の区域を、当該調査対象物質について土壌溶出量基準（別表1の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったときにあつては、第二溶出量基準）に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

イ 土壌溶出量の調査又は土壌含有量の調査において、当該調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該調査を行った単位区画の区域を当該調査対象物質について土壌溶出量基準（第二溶出量基準に適合しなかったときにあつては、第二溶出量基準）又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

別表1 第二溶出量基準

特定有害物質の名称	第二溶出量基準 (単位 検液1リットルにつきミリグラム)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.3以下
六価クロム化合物	六価クロムとして1.5以下
シマジン	0.03以下
シアン化合物	シアンとして1以下
チオベンカルブ	0.2以下
四塩化炭素	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下
ジクロロメタン	0.2以下
水銀及びその化合物	水銀として0.005以下、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレンとして0.3以下
テトラクロロエチレン	0.1以下
チウラム	0.06以下
1,1,1-トリクロロエタン	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下
トリクロロエチレン	0.3以下
鉛及びその化合物	鉛として0.3以下
砒素及びその化合物	砒素として0.3以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素として2.4以下
ベンゼン	0.1以下
ほう素及びその化合物	ほう素として3.0以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下
有機りん化合物	1以下

- 備考 1 法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値による。
- 2 「検出されないこと」とは、前号に規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表2 略